

令和元年度第3回陸前高田市都市計画審議会議事録

1 日時 令和2年3月19日（木）

13時30分 開議

14時27分 散会

2 場所 陸前高田市コミュニティホール2階大会議室

3 議事

議案第1号 陸前高田市都市計画マスタープランの改定について

議案第2号 陸前高田市緑の基本計画の改定について

4 出席委員（11人）

会長 畠山明夫 委員 浅沼ミキ子 委員 菅野秀一郎

委員 木村昌之 委員 西條一恵 委員 長谷川節子

委員 村上雅広 委員 鵜浦昌也 委員 佐々木一義

委員 大坂俊 委員 乙部智明

5 説明のために出席した者

建設部長兼都市計画課長 塚伸也

都市計画課長補佐兼計画係長 永山悟

6 職務のために出席した職員

建設部都市計画課

課長補佐 山口透 主任 佐藤恵子

7 審議会の概要

13時30分 開議

(1) 開会

○事務局（塚部長）

時間となりましたので、ただ今より令和元年度第3回陸前高田市都市計画審議会を開会いたします。私は都市計画課の塚です。

まず、資料を確認します。次第、委員名簿、配席図、資料1、陸前高田市都市計画マスタープラン、資料2、マスタープランのパブリックコメントで出された意見と市の対応です。資料3、陸前高田市緑の基本計画、資料4、基本計画のパブリックコメントで出された意見と市の対応です。参考資料1、陸前高田市都市計画審議会条例。不足があればお申

し出ください。

開会に当たり、岡本副市長からご挨拶申し上げます。

(2) 挨拶

○岡本副市長

副市長の岡本です。本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

今回の都市計画審議会は、昨年度策定した総合計画との整合性を図る観点で、都市計画マスタープランの改定、緑の基本計画の改定をさせていただきました。引き続き総合計画に基づき、復興をしっかり進めていくための改正でございます。忌憚のないご意見をお願いいたします。

最後に、私事ではありますが、今月末で退任することになりました。4月から国交省に戻ります。公私にわたりお世話になりましたことを感謝申し上げます。市役所、住民の皆さんと一緒にやってきたことが、復興につながっているのではないかと考えています。国交省に戻っても地域との関係はありますので、引き続きご支援をよろしくお願いいたします。

○事務局（堺部長）

副市長は、公務によりここで退席いたします。

本日の出席委員は、お手元の委員名簿をもってご紹介に代えます。

市側の出席者は、建設部都市計画課課長補佐の山口、課長補佐兼計画係長の永山。そのほか都市計画課の職員が出席しております。

本日の会議は、委員12名中11名の出席をいただいています。都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会が成立しています。

また、本日の会議は事務局で議事録を作成します。署名委員を大坂俊委員をお願いいたします。議事録を作成する都合上、録音のご了承をお願いいたします。

(3) 議事

ア 議案第1号 陸前高田市都市計画マスタープランの改定について

イ 議案第2号 陸前高田市緑の基本計画の改定について

○畠山会長

議案第1号「陸前高田市都市計画マスタープランの改定について」。議案第2号「陸前高

田市緑の基本計画の改定について」。以上2件につきまして、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（永山課長補佐）

資料1、都市計画マスタープランの本体について説明いたします。前回の都市計画審議会で説明しました概要版と大枠は変わっておりません。目次をご覧ください。

第1章、都市計画マスタープランの概要です。前回と同様策定の背景と目的、計画の枠組みなどを説明しております。

第2章、都市の現況と課題です。概要版には掲載していませんでしたが、今回の計画の前提になる都市の現況で、人口や産業、土地利用等の諸情報を掲載しております。2、上位関連計画における都市の位置付け、3、既往調査における市民意向で、総合計画や公共交通の関係で実施していたアンケートから、今の都市の状況について見えています。それを踏まえ、4の都市づくりの課題を整理しています。

第3章、全体構想からが今回の方針を示しています。1、都市の将来像、基本理念、2、将来目標の設定、3、将来都市構造、4、分野別の方針は、土地利用、交通、公園等を分野別に示しています。

第4章、地区別構想で地区別に、高田、今泉、長田、米崎、竹駒の各方針を示しています。

第5章、実現化方策で基本的な取り組みなどを記載しています。

中身につきましては、前回の概要版からの主要な変更点をご説明いたします。4ページ、計画の枠組みの2の対象区域とありますが、都市計画区域が今2,250haですが、前回は2,225haと記載していましたが、誤りで、2,250haが正しい数字です。

5ページ、目標年次で今回の計画は20年間としています。前回の概要版では1年早い数字を記載していましたが、総合計画、緑の基本計画との整合を見て、令和2年から令和21年の20年間と修正しております。

58ページ、全体構想のところで将来像、基本理念を記載しております。こちらは基本的に変更しておりません。

61ページから将来都市構造、こちらも前回のままです。

65ページ、市街地及びその周辺の将来都市構造、都市計画区域内とありますが、67ページに図を描いています。こちらについて、交流拠点ということで復興祈念公園と農業テーマパークが示されていましたが、運動公園も主要な拠点として追記しています。

それ以降、各分野別の方針で交通などを記載していますが、大きな考え方は変更しておらず、体裁などの修正になります。

本体のついでの説明は以上です。

続いて、パブリックコメントで出された意見と市の対応で、資料2をご覧ください。都市計画マスタープランにつきましては、パブリックコメントが出されており、左側が出された意見の要旨、右側がそれに対する市の考え方になります。

1番目、都市の現況と課題につきまして、「震災後の住宅地拡大等の状況を踏まえて、都市計画区域の見直しを行うべきではないか」という意見です。それに対しては、「今回総合計画の内容を反映する必要があることから、この時期に都市計画マスタープランを改定するものであります。都市計画区域は県が決定するものであり、県と協議した結果、今回は見直しを行わないものとしています」としています。

2番目、「都市計画税の復活を検討してはどうか」。それに対しては、「都市計画税は本市の状況にそぐわないことから、震災後に廃止したものであり、現段階では再課税の予定はありません」。

3番目、「用途地域の見直しを検討してはどうか。騒音・振動制限につきまして、今後の制限区域の指定の考え方を都市計画マスタープランに記載してはどうか」。それに対しては、「用途地域は土地利用の状況を見ながら、適宜見直しを検討していきます。騒音規制、振動規制につきましては、これまで議会等の中でも復興の状況を見ながら、規制地域の指定を検討するとしていますが、時期等が定まっていないため、記載はしていません」。

4番目、都市づくりの課題等につきまして、「立地適正化計画の策定を都市計画マスタープランに記載してはどうか」。立地適正化計画は、都市計画マスタープランのさらに具体的な計画です。これについては、確かに重要な計画ではありますが、「今の段階では策定の予定がないことから、今回は記載していません」としています。

5番目、将来都市構造について、「農業テーマパークは民間企業の事業ですが、都市計画マスタープランに記載するのは妥当か」。これに対しては、「農業テーマパークは民間事業ではありますが、本市において重要な事業であるため、記載することとしています」。

6番目、土地利用の方針につきまして、「発酵の里付近が商業・産業地（将来）になっていないが、含めなくて良いか。用途地域の変更も必要ないか」。これは今泉に予定している発酵の里の事業に関連してですが、これにつきましては、「土地利用の方針におきましては、発酵の里付近につきまして、商業地と商業・産業地（将来）という両方の土地利用の位置

付けにしています。かつ用途地域も今後の土地利用との整合は取れていますので、問題ないと考えています」。

7番目、防災・減災対策の方針、「津波以外の災害につきましても、具体的な言及をしたほうが良いと思いのではないか。都市計画法に基づく開発制限を検討してもよいのではないか」。これに対しては、「津波以外の災害対策も重要なことから、計画立案のポイントに加筆しました。また、住宅等の開発については、法律によって災害危険区域や土砂災害警戒区域等の区域につきましては、住宅等の開発を制限されているので、今回市の都市計画マスタープランで記載はしておりません」。

8番目、ユニバーサルデザインの方針ですが、「ユニバーサルデザインについて、より具体的な取り組み内容を記載すべきではないか」。「都市計画マスタープランは都市計画やまちづくりの大まかな方針を示したものでありますが、ユニバーサルデザインを含めて、具体的な取り組み内容は個別に検討していきます」。

続いて、9番目、高田地区の地区整備の方針について、「公園、緑地に栃ヶ沢公園、本丸公園、川原川公園等の都市計画公園を含めてもいいのではないか」。これに対しては、「ご指摘の公園は(3)公園・緑地に位置付けています。整備構想図には加筆しました」。

続いて、10番目、米崎地区の地区整備の方針について、「米ヶ崎につきましては、図に着色をしていながら説明がないが、市で整備を行うのでしょうか」。これに対しては、「現段階では米ヶ崎の市での整備予定はないため、図の着色は削除しています。整備につきましては、地域と協議しながら検討していきます」としています。

11番目、竹駒地区の地区整備方針について、「まちづくり将来計画に示されている里山ホテル公園を都市計画公園として整備してほしい。旧 JR 大船渡線がグレーの実線が表示されていますが、BRT 専用道を示しているのか」。これに対しては、「現段階では都市計画公園として里山ホテル公園の整備を予定していませんので、整備につきましては、地域と協議しながら検討していきます。また、BRT 専用道の将来的な配置は未確定であることから、図から削除しました」としています。

その他、具体的な体裁や誤植に対する意見がありましたので、それにつきましては適宜対応しています。

都市計画マスタープランに関する説明は以上です。

続きまして、緑の基本計画を説明させていただきます。

目次をご覧くださいまして、第1章、計画の概要、第2章、計画の基本方針、第3章、

緑の保全及び緑化の状況、第4章、緑の配置計画、第5章、推進施策の方針、第6章、推進体制となっています。

修正点を説明いたします。

3ページ、(4)計画対象区域で、区域を2, 250haに修正しています。

22ページ、計画の目標水準ですが、緑化を進めていくに当たりましての目標とする面積を設定していますが、目標としている年次は令和21年ですが、都市公園の面積97haとを都市計画区域内人口で割り返した都市計画区域内の人口1人当たり面積を指標にしており、都市公園の面積の精査をしたところ、誤りがありましたので、数字を修正しています。

以降はそれぞれの方針を設定していますが、大きな変更は無く、図の表現が少し変わっていますので、ご確認ください。

資料4、緑の基本計画に対するパブリックコメントで出された意見と市の対応です。

1番目、計画改定の趣旨と位置付けに関して、「陸前高田市環境基本計画が令和2年度に改定予定とのことですので、改定年度は令和2年度とするのが良いのではないかと。また、環境基本計画改定時に必要に応じて緑の基本計画を見直すことも記載すべきではないかと。これは今回の緑の基本計画の関連計画として、環境基本計画を挙げていることについてのご指摘であります。それに対しては、「上位関連計画につきましては本計画の策定時点で策定済みのものを掲載しております。現段階では、環境基本計画を改定する際に緑の基本計画を見直す予定はないことから、その部分を記載しておりません」としています。

2番目、全般について、「図に凡例があったほうが見やすい」ですが、これにつきましては対応しております。

3番目、緑地の保全・保有及び緑化の目標について、「第2期まち・ひと・しごと総合戦略を検討していますが、そこでSociety 5.0の実現をうたっているため、緑の基本計画でも推進してはどうか」とです。このSociety 5.0の意味を右側に記載しています。専門的な話になりますが、狩猟社会をSociety 1.0としたときに、農耕社会、工業社会、情報社会と続いて、それに続く新たな人間中心の社会がSociety 5.0。これは国の第5期科学技術基本計画で提示されているものを踏まえて、市の総合戦略に記載しているものです。これについては、「緑の基本計画の関連は難しい状況でありますので、今後の課題とします」としています。

4番目、環境保全に関する緑の基本計画について、「渡り鳥の居場所となっている圃場を

拠点地区に位置付けても良いのではないかと。農業テーマパークは動植物種の分布域の拡大に資する拠点ではないと思われたために、拠点地区ではなく、緩衝地区ではないでしょうか。米崎町勝木田川沿いはホタルの群生地であり、保全すべきものなので、拠点地区または回廊地区に位置付けるべきではないか」。本編の中で環境保全に資する緑の配置で、拠点地区や緩衝地区などとしています。それに対する意見です。

それに対しまして、「規模の大きな田畑は渡り鳥の居場所となっていることから拠点地区に追加しました。農業テーマパークは広大な面積の緑地となることから拠点地区としての役割を果たすものと考えていますので、そのままとしています。勝木田川沿いは緩衝地区に位置付けられていますが、その保全については地域と協議しながら検討を進めていきます」としています。

5番目、同じく環境保全に関するところで、「報道されていた古川沼のビオトープ整備について、緑の基本計画に記載する必要はないか」。しばらく前にスミソニアン研究所からビオトープ整備の提案が市にあった報道を踏まえてのご意見です。それに対しては、「そのような提言をいただいておりますが、現在そのような整備は予定していないため、記載しておりません」としています。

6番目、レクリエーション、観光に関する緑の配置計画について「緑のネットワークとして、桜のネットワークを計画に記載していますが、それを位置付けたのはなぜでしょう。桜は津波到達点の桜ラインの取り組みと混同されるため、樹種は市の花であるツバキが良いと思います。また、ピーカンナッツ関連事業を緑の基本計画に盛り込んではいかがか」。それに対して、「桜のネットワークは民間団体等の取り組みを踏まえて記述したものです。これは復興祈念公園で市民協働の活動をしています、そういった中で利用されているものです。桜ラインと混同しないように、種類を変える等の調整をしていきたいと考えています。ピーカンナッツ関連事業は市の重要事業であることから、緑の拠点として加えています」としています。

7番目、防災に関する緑の配置計画について、「配置計画図に示された避難場所となる高台のオープンスペースの選定の考え方が分からない」。対応は、「防災・減災に資する緑としての役割全体を見直して、今回高台のオープンスペースにつきましては削除いたしました」。

8番目、「避難路の街路樹は樹種をそろえるべきではないか。避難路でも街路樹がないものがありますが、幅員の問題もあり、植樹が難しい箇所もあるが、どうするのか」という

ご意見です。それに対して、「シンボルロードは民間団体の提言を踏まえてハナミズキとしているが、東幹線、総合交流センターから下りてくる道との混同を避けるために、東幹線についてはベニヤマボウシを樹種としています。配置計画図につきまして、避難路を明示する街路樹が整備されているものを精査し、修正しています。前回の図は実際街路樹が難しいところも示していますが、ここについては、実際街路樹が植えられているものを精査しています」としています。

9番目、「市街地の植栽について、対象（市有地か民有地か、かさ上げ部か高台も含むのか）や補助金のことを明確にすべき」。これに対しては、「市街地の植栽は対象を限定せずに進めていくべきものと考えていますが、具体的な進め方は今後の課題とします」としています。

10番目、「高田地区のかさ上げのり面上に列植された桜について、津波到達点を示す桜ラインと区別が付くような看板を設置すべき」。これは先ほど出た内容と同様ですが、これに対しては、「民間団体と協議しながら検討していきます」としています。

11番目、「配置計画図では桜ラインが新市庁舎北側を通っているようだが、そのとおりに植える場合、敷地の南西側から南側、東側には桜は植樹しないほうがよい」。これに対して、「配置計画図の桜ラインはあくまでイメージを示したもので、具体的な植樹位置につきましては民間団体が設定するものです」としています。

12番目、景観に関する緑の配置計画について、「小泉川の河川改修をする場合、コンクリートでの護岸工事ができなくなるのか。その判断の手続きも明確にすべきではないか。また、震災後に新たに整備した学校に緑が少ないため、緑の配置を進めるべき。高田第一中学校の桜が伐採された通学路も植栽を検討してほしい」。これに対しては、緑の基本計画に河川等の周辺の環境についても記載していますが、「河川等について、計画に位置付けることで工法が限定されるものではないが、改修を行う際は、自然環境に配慮して行いたいと考えています。学校の緑につきましては、今後学校側とも協議して検討していきます」としています。

13番目、推進体制で、「市民の役割として土地の適切な維持管理をうたっているが、復興事業で整備した宅地は利用予定がないものが多く、適切な維持管理が難しいと考えられるため、自身で維持管理できない方と維持管理者とのマッチングのような仕組みも必要ではないか」。これに対しては、「土地の維持管理につきましては、配布物での呼びかけ等を実施しており、引き続き適切な管理が行われるよう検討していきます」としています。

パブリックコメントに対する市の対応は以上です。

以上、資料の説明とさせていただきます。

○島山会長

議案は1件ずつ審議してまいります。初めに議案第1号「陸前高田市都市計画マスタープランの改定について」。質問、ご意見はありますでしょうか。

○木村委員

パブリックコメントにも出ていましたが、今泉の用途地域、確かあそこは準工業地域で指定になっています。商業地が準工業地域に該当するというのでいいのでしょうか。

○事務局（永山課長補佐）

69ページに土地利用構想図を示しており、木村委員のご指摘のとおり、今泉の中心部は商業地になっていますが、今、用途地域としては準工業地域に指定しています。この商業地と今の用途地域が違っている理由は、元の今泉の中心部のようなまちにしていきたいと考えており、その際に、もともとあった醸造業等が、用途地域が商業地域ではできないので、準工業地域を指定しています。

○木村委員

先日引き渡しを受けて、1つの街区が商業地と商業地でないところがあります。1つの街区で準工業地域とそうでないところになると、工場なりを建設するに当たって、将来的に不安な部分が出てきます。隣の敷地が住宅ですと、後々騒音や臭いの問題が起きないでしょうか。

○事務局（永山課長補佐）

用途地域は意向確認調査を踏まえて配置していますが、その結果、街区全てを商業を希望される方でまとめられなかったため、一部住宅地も加わっています。つきましては、実際に土地を利用される方の意見も聞きながら、必要に応じて用途地域の変更も検討していきたいと考えています。

○大坂委員

パブリックコメントに関して、都市計画マスタープランの区域の見直しの部分に関しまして、県が策定するものなので、このとおりであろうと思いますが、県とも協議した結果という部分につきまして、協議内容がどのようなものであったかお伺いいたします。震災前と震災後では、陸前高田市の状況が大きく変わり、住宅等の位置も相当変わっているので、それが何らかの基準で見直さないことになったのか、そのへんをお伺いいたします。

○事務局（永山課長補佐）

岩手県と協議した際は、都市計画区域の指定当時と現在ではいろいろと状況が変わっているが、復興事業が終盤を迎え、まだ土地利用がいろいろと動いているところもあるため、今回の策定のタイミングに合わせて改正するのは、タイミング的に早いというやりとりをしておりました。これからその見直しについて検討を始めるというご意見をいただいています。

○大坂委員

都市計画区域のラインが、震災後状況が変わったことによりまして、同じコミュニティの中で道路1本挟んで、川1本挟んで違う状況になる部分が出ることを懸念いたしました。その部分の市の考え方を伺いいたします。

○事務局（永山課長補佐）

ご指摘のとおり、今のまちの実態とそぐわないところが出てくるところは何か所か見受けられます。それは整合が図られるように、次の変更のタイミングで検討してまいります。

○大坂委員

都市づくりの課題で、立地適正化計画が出てきています。これは緑の基本計画のほうでも Society 5.0 の部分に関して考えますと、そういったところまで踏み込んでいくべきと思っています。まち・ひと・しごと総合戦略の第2期の策定の中で、Society 5.0 を目指す部分もあります。SDGs 未来都市計画の部分で、それに基づいた施策展開をしていくことがあると考えれば、現行の都市計画マスタープランだけでは追いつかない部分が出てきます。国の立地適正化計画を見ると、都市計画マスタープランからもう一步踏み込んだ内容になっていると思いますので、そのへんについての考え方はどうでしょう。

○事務局（永山課長補佐）

立地適正化計画の概略だけ説明しますと、都市計画マスタープランのより具体的なものと申し上げましたが、特にコンパクトシティを進めていくための計画です。例えば都市計画マスタープランに加えまして、都市機能誘導区域や居住誘導区域を指定することが大きな特徴で、都市機能誘導区域は商業施設や公共施設を集中させていく区域で、居住誘導区域は町が分散していくのを防ぐために居住を誘導する指定をしていく計画になっています。それを指定することにより、例えば居住誘導区域以外で複数戸の住宅開発をする際には、市に届け出が必要になることで、緩やかに制限をしていくことが挙げられます。

現在は住宅が再建しつつあって、土地利用が進んでいく段階におきましては、区画整理

事業をやった中心市街地であったり、かさ上げ地区に誘導していくことが結果的にコンパクトシティにつながっていくと考えています。今後、市全体でコンパクトシティをさらに推進していくために、立地適正化計画を立てるべきかどうかについては、しっかりと地域ごとに議論していく必要があると思いますが、今回のタイミングで策定するのは早いという議論から、今回は策定しないという判断をしています。

○大坂委員

立地適正化に関しましては、最近出てきた文言であるし、第6次で新たに展開していくものと思いますが、前向きな姿勢で取り組んでいただきたく、よろしくお願ひいたします。

○畠山会長

都市計画区域の見直しの関係で、震災前から気仙町の山のほうまで都市計画区域に入っていて、かさ上げもある程度進んできた関係もありますので、早めにやってもらったほうが良いと思っています。

○鶴浦委員

マスタープランに基づきました今後の事業展開についてで、78ページに下水道について、汚水については地域の実情に合わせて、公共下水道等を整備しとなっていますが、今後公共下水道の計画地域を拡大する予定があるのでしょうか。

○事務局（山口課長補佐）

下水道区域につきましては、今のところ拡大の予定はありません。ただ、今後農業集落排水と公共下水道の接続といった検討は進めていくとしています。

○鶴浦委員

このプランに書いてある「整備し」はその意味でしょうか。

○事務局（山口課長補佐）

そういうことです。

○鶴浦委員

地区別の計画を見ると、各地域の人口が書いてあります。高田町だと震災前に比べて1,000世帯減少しています。今泉、気仙町地域も減少し、竹駒と米崎地域が増えています。我々もそういう現状は認識していますが、公共下水道の区域は大体は高田町であり、一部長部が区域になっています。これだけ高田町の世帯が減っていると、特別会計がかばかしくなくなるのではないかが懸念されます。行政としてはどのように考えていますか。

○事務局（山口課長補佐）

今後人口が減少していく中で、下水道事業を進めていくのは、現在もそうですが、使用料で現在の施設の維持管理が賄えていません。その状況にあって人口が減ってくれば、使用料収入が少なくなってくるので、施設の維持管理が大事になってきています。現在、ストックマネジメント、施設の維持管理計画や機能保全計画を策定していて、それに基づいて、計画的に施設の効率的な維持管理を進めていくとなっています。

○鞆浦委員

そういうことだと思いますが、下水道利用者が一番懸念するのは、そのことによって使用料が上がるのが心配されます。今回、国保税も上がります。将来的に下水道の使用料まで上がるとなると、市民の経済的な負担がもっと大きくなります。かといって、今さら下水道を使わないわけにはいきません。そのへんの工夫をお願いできますか。

○事務局（山口課長補佐）

下水道使用料につきましては、県内でも安いほうでもなく、高いほうでもない位置付けです。今後の下水道事業改正を見ると、使用料の見直しは当然考えていかなければなりません。ただ、維持管理との絡みを見ながら、今後検討していくべきことと思います。

○佐々木委員

区画整理等において、地区の中に公園があります。ああいう公園管理はどうか。川原川、小泉川とか、大きな河川の公園がありますが、そういった管理は今後どのように考えていったらいいのでしょうか。

○事務局（永山課長補佐）

前回も同じような懸念をご指摘いただきましたが、緑の基本計画の中でも示していますが、高台の公園、周辺に住民の方がお住まいになるような公園は、できるだけ地域の方々にご協力いただいて、町内会でも草刈りを手伝っていただくなど、皆さまにご協力いただきながらやっていきたいと考えています。土地の利用があまりない公園につきましては、当面は行政でやっていくものと思っておりますが、それについても周辺の土地利用を進めていくのと併せ、そういったご協力も呼び掛けながらやっていくというのが、今のところの方針です。

○佐々木委員

気仙町の高台の愛宕山、崩したところに行ってきましたが、見晴台みたいになっています。ああいったものを作ったからには、それなりの整備も進めていくと思いますが、幅広

い事業になると思いますが、そのへんはどうでしょう。

○事務局（永山課長補佐）

今のご指摘は三陸道の上の8号緑地かと思いますが、今の段階ではアプローチがしづら
いですが、見晴らす場所として非常にいいところであるため、何かしらの活用と一緒に維
持管理の方法は考えていきたいと思っています。その他広大な公園、緑地が出てきますので、
公園についてはきちんと維持管理して活用していく場所にしていきますが、緑地のあまり
手を加えなくても周辺に悪い影響を及ぼさないところは、自然に戻していくところも出て
くると考えています。

○佐々木委員

シンボルロードの東側にハナミズキやベニヤマボウシを植栽しています。この間の3月
11日の雨で植栽したところの土がいっぱい流れています。前の雨のときでも、土砂が流
れています。植栽しても維持管理、どのように抑えられるのかも考えていただきたく、よ
ろしくお願いいたします。

○事務局（永山課長補佐）

特に東幹線につきましては、ヤマボウシを植えているところは植栽の帯になっている関
係で、土砂が流れてしまって、周辺にご迷惑をおかけしていると認識しています。改めて
対応を検討していきます。シンボルロードなど植栽柵でやっているところは、今のところ
あまり流出等はないと認識しています。

○木村委員

前回の審議会でも触れたと思いますが、コンパクトシティという形で都市機能を凝縮す
ると、確かに便利にはなりますが、区域外の方にとってはそこにいかないと利用できない
ところも出てきます。マスタープランの70ページ、道路の方針で、新たな交通システム
の導入はありがたいと感じますが、実際に主体となってやるのはどこを想定しているの
でしょうか。市が主体となるのが、どこかに委託してやるのでしょうか。その維持費等も今
後出てくると思いますので、今考えている範囲でお伺いできますか。

○事務局（永山課長補佐）

担当課ではありませんが、こちらが持ち得ている情報でお答えいたします。(2) 新たな
交通システムの導入で書いているものは、基本的には民間の事業者でやっていただく方向
で調整しています。例えばこの間社会実験で回った乗り物につきましては、しみんエネル
ギー株式会社が実現に向けて検討していると聞いております。

そのほか、横田地域での足の確保ということで事業をやっており、市がサポートしながら、地域の皆さん一人一人が公共交通の運転手のような形でコミュニティが事業主体でやっていると聞いております。

○木村委員

素晴らしいマスタープランも、実現しないことには絵に描いた餅です。運営計画、どのような形で実現していくかが、今後非常に大事になってきます。

○畠山会長

議案第1号「陸前高田市都市計画マスタープランの改定について」を、議案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○畠山会長

異義なしと認め、議案のとおり承認いたします。

議案第2号「陸前高田市緑の基本計画の改定について」。質問、ご意見はあるか。

それでは、議案第2号「陸前高田市緑の基本計画の改定について」を、議案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○畠山会長

異義なしと認め、議案のとおり承認いたします。

ウ その他

○畠山会長

議事(3)、その他ですが、委員の皆さんから何かありますか。

(「なし」の声)

○畠山会長

事務局からは何かありますか。

以上で、本日の議事を全て終了いたします。

(4) その他

○事務局（堺部長）

次第4のその他です。事務局からは特にありませんが、皆さまから何かありますか。

(「なし」の声)

(5) 閉会

○事務局（堺部長）

以上で令和元年度都市計画審議会を閉会いたします。

14時27分 散会